

岩手県告示第687号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成23年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0310700042	知的障害者更生施設恵水園	久慈市小久慈町第65地割16番地2	平成23年10月1日
0311000012	知的障害者更生施設ひかみの園	陸前高田市高田町字大隅8番地8	〃